

文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて(中間まとめ)のポイント

「第1次基本方針」の評価と課題

(1)文化芸術の振興の今日的意義

(2)「第1次基本方針」の評価

- ①文化の持つ力(=文化力)が「国の力」であることが世界的にも認識されてきていること
 - ②文化と経済は密接に関連し、社会に活力をもたらすと考えられるようになったこと
- 基本法に掲げる基本理念がどの程度達成されたのかを6つの視点から、**現状と施策の方向性を記述**
- 特に、新たに盛り込むべき基本理念として、「**次世代への文化芸術の継承**」を提示

「第2次基本方針」の基本的方向

(1)文化力の時代を拓く・文化芸術の振興を**国の基幹政策**に位置づけるとともに、文化芸術の担い手が相互に連携して**社会全体で振興を図っていくことが必要**

・文化芸術の特質を踏まえ、**長期的で継続的な視点に立った施策を推進**

(2)文化力で地域から日本を元気にする・**地域文化の豊かさ**が日本の文化、日本の魅力を高め、多くの人々を元気にする力となる

・国民が全国のどこでも**それぞれの地域の特性に即した形で存在する文化芸術に触れられる機会を確保**することが必要

(3)国、地方、民間が相互に連携して文化芸術を支える

・国は国民の自発的活動を刺激し伸張させるとともに、**文化芸術活動の発展を支える環境の整備**が求められる

・国は地方公共団体、民間団体等による自律的な文化芸術活動を促すとともに、**国として保護・継承し、創造すべきものを**

重点的に支援することが必要

「第2次基本方針」で重点的に取り組むべき事項(今後5年間を目標に)

日本の文化芸術を継承、発展、創造する人材の育成

- ①文化芸術創造活動に携わる人材育成
- ・関係機関の連携・協力、人材養成・研修事業の充実
- ②伝統文化の継承者の育成
- ・経済的に自立可能な環境の整備
- ③文化芸術活動を支える人々の育成
- ・文化ボランティア活動への支援や「文化芸術サポーター」のような運動の展開を検討。「文化芸術コーディネーター」の活用と育成

日本文化の発信及び国際文化交流の推進

- ・「文化外交推進懇談会」報告を踏まえた関係府省の連携
- ・我が国の優れた文化芸術活動を海外に発信
- ・メディア芸術などの新しい文化芸術の国際拠点の形成を検討
- ・積極的に文化財保護の国際協力を推進

子どもの文化芸術活動の充実

- ・地域において子どもたちが良質な文化芸術に触れる機会の大幅な拡充が必要
- ・身近に伝統文化に触れる機会を確保
- ・学校の文化活動を関係者が連携し、地域ぐるみで支援する仕組みの構築を支援
- ・子どもたちの国際的な文化交流に一層力を注ぐ

地域文化の振興

- ・各地域での様々な文化芸術公演・展示の拠点づくりなど創造活動に対する支援
- ・地域文化の振興に地域の高等教育機関を活用
- ・地域の文化力を地域経済や観光、まちづくり等の地域振興に生かす

文化芸術創造活動の戦略的支援

- ・効果的で戦略的な支援方針について必要な見直しを行う
- ・文化芸術団体が地域文化の振興や子どもの文化芸術活動の充実などで役割を果たすことを促進
- ・各種助成機関等の役割分担を図るとともに、再助成制度の有効性も検討

「第2次基本方針」における基本的施策の見直しの方向性

「各分野の文化芸術の振興」、「文化財等の保存及び活用」、「地域における文化芸術の振興」など11の項目について、これまでの部会における議論やヒアリング、文化芸術団体への意見募集結果を整理して、**振興方策の方向性を提示**